

意見書案第 6 号

ゲノム編集技術応用食品の安全性審査の実施や表示を含めた消費者への情報提供の
在り方について改めて検討を求める意見書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定による別紙意見書案を江別市議
会会議規則（昭和 31 年議会規則第 7 号）第 13 条第 1 項の規定により提出する。

令和 7 年 6 月 25 日提出

提 出 者

江別市議会議員

〃

〃

〃

〃

石	田	武	史
稻	守	耕	司
猪	股	美	香
長	田	旭	輝
高	橋	典	子

ゲノム編集技術応用食品の安全性審査の実施や表示を含めた消費者への情報提供の在り方について改めて検討を求める意見書

ゲノム編集技術は、人工の酵素を使って狙ったDNA配列に突然変異を起こすことで、計画的にその性質を変える技術です。健康維持を目指した食品の開発や、効率的な農作物の栽培、品種改良など、消費者にとってメリットがもたらされる可能性がある一方で、オフターゲット変異と呼ばれる予期せぬ変異などによる健康面への影響などについては予測できない部分もあり、今後の知見の集積や検証が必要です。日本では、ゲノム編集技術応用食品について、遺伝子組換え食品に該当しないものは、自然界又は従来品種改良で起こる変化の範囲内であるとの理由で食品安全委員会における安全性審査を不要とし、食品表示基準についても同様に表示の対象外としています。

一方、消費者からは健康面への懸念のほか、食品選択のための表示を求める声も根強くあり、また、EUでは欧州司法裁判所において、ゲノム編集技術応用食品は遺伝子組み換え食品と同様の規制を行う必要があるとする判決が出されているなど、その判断は様々です。食品選択の上で、安心・安全であることは大変重要ですが、ゲノム編集技術応用食品については、表示がないため不安や抵抗があったとしても避けることができないのが現状です。多様な食品がある中で消費者の安心・安全を守り、知る権利や選択する機会を確保するための検討を進めることが必要です。

よって、国におかれましては、ゲノム編集技術応用食品の安全性審査の実施や、表示を含めた消費者への情報提供の在り方について、改めて検討するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年6月25日

北海道江別市議会

提 出 先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

文部科学大臣